

2. 放送対象地域の見直し

【参考】放送対象地域の概要

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的利用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

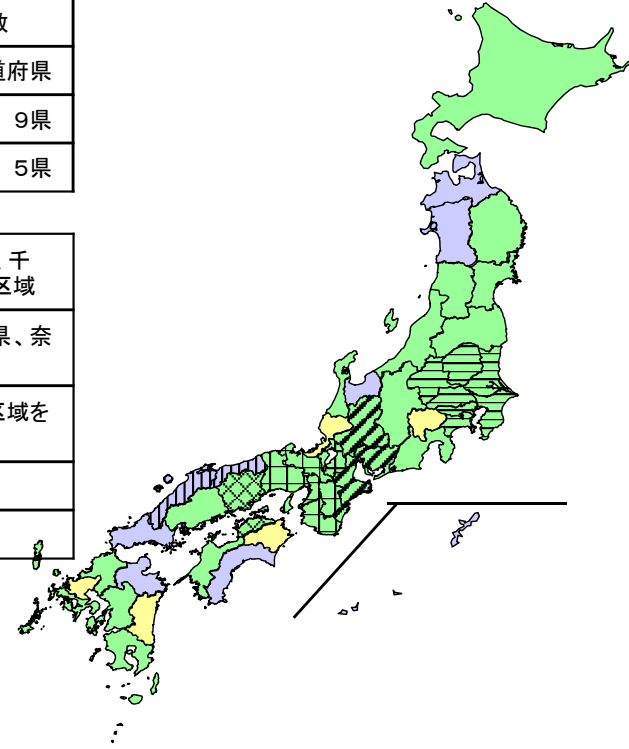
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 民間基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

		都道府県数
	4事業者以上	33都道府県
	3事業者	9県
	2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

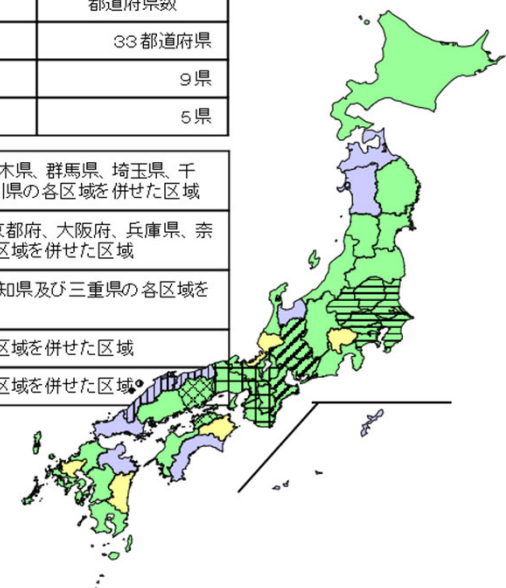


1. 現状

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。
- 基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。

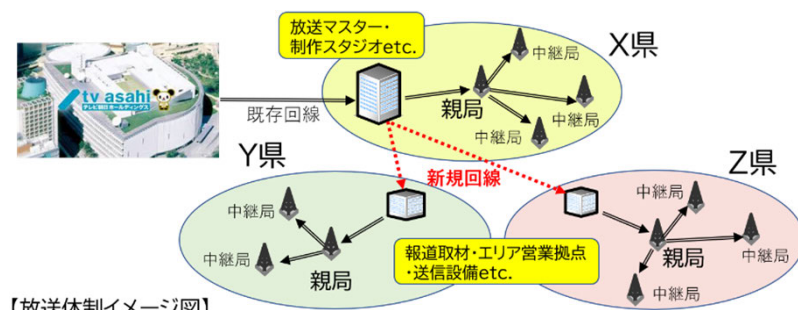
	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



2. 課題

- 人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があるのではないか。
- 現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もあるのではないか。
- 経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、(経営リスクが顕在化する前に)積極的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないといった意見もある。
- 事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に備え、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されている。



【放送体制イメージ図】

出典: 令和4年1月24日 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会第4回会合 株式会社テレビ朝日ホールディングス資料

(2) 放送対象地域の見直し

- ✓ 「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は県域を基本としているが、地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべきである。

- ✓ 具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべきである。
 - ・放送番組の同一化を可能とする地域については、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考に、一定の制限を設けるべきである。
 - ・なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な規制の特例が適用されるもの。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化については、放送を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、事前の手続きなしに戦略的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができる。

- ✓ また、当該放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべきである。
 - ・地域情報の発信を確保するための仕組みとしては、例えば、認定放送持株会社傘下の放送事業者には地域向け自社制作番組確保の努力義務規定*が設けられている。放送番組の同一化を行う放送事業者について、例えば、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力を促すことや、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表する等の仕組みを設けることが考えられる。その際、番組制作への注力という目的の実現に向け、具体的な方法は放送事業者に委ねつつも、視聴者への説明責任が果たされるようPDCAサイクルを確保することが重要である。このような地域情報の発信を確保するための仕組みについて、引き続き、幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする。

※ 放送法(昭和25年法律第132号)
(関係会社の責務)

第163条 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

3. 放送ネットワークインフラの将来像

- ◆ 人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべきである。
- ◆ このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネットワークインフラについて、視聴者にとって同程度のサービスを維持する観点から一定の品質・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきである。併せて、デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討していくべきである。

【設備の共用化】

- ✓ 放送設備の更新に当たっては、これまでどおり放送局単位で全ての設備を保有する前提ではなく、局や系列を超えたコスト負担の軽減を図り、必要な放送ネットワークインフラの維持管理が効率的にできるよう、既に放送事業者間で行われている一部の中継局の設備共用を更に進めることや、特定の事業者等が複数の放送事業者の放送ネットワークインフラの保有・維持管理を行う「共同利用型モデル」の可能性も経営の選択肢として検討していくべきである。
- ✓ その際、民間放送事業者のコスト負担軽減に配慮するとともに、例えば、NHKと民間放送事業者が協力してインフラの保有等を行う企業体を設置することも検討していくべきである。

【ブロードバンド等による代替】

- ✓ 小規模中継局や共聴施設については、ブロードバンドインフラの普及が進む中で、従来の放送波による伝送とブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による伝送の2つの方法について、両者の提供エリアの突き合わせやコスト比較等の具体的な作業を行いつつ、ブロードバンド等による代替可能性について検討していくべきである。
- ✓ ブロードバンド等による代替の検討に当たっては、放送事業者における経済合理性の視点のみならず、視聴者の利便性を十分に考慮し、理解を得ることが重要であることから、そのための具体的方策について調査を実施しつつ検討すべきである。
- ✓ また、画質や遅延等について、ブロードバンド等代替に求められる水準について検討すべきである。デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討すべきである。
- ✓ これら課題について実務的に検討するための作業チームを本検討会の下で開催。
 - ⇒ 令和4年2月24日から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催中。
 - ・代替先のネットワークとして、(1)ケーブルテレビ及び(2)ブロードバンド(①RF方式、②IPマルチキャスト方式、③IPユニキャスト方式)を想定。
 - ・既存サービスが存在しないIPユニキャスト方式については、公正競争の観点に留意しつつ、利用可能性及び機能・品質要件を新たに検討。
 - ・検討結果を踏まえ、IPユニキャスト方式以外も含め、代替可能なネットワークを選択肢として提示。本年6月頃に本検討会に報告。実際の代替に当たって採用する方法は、放送事業者それぞれで判断(代替せずにミニサテ局等を更新することも選択肢)。

【マスター設備の効率化】

- ✓ マスター設備についても、次期更新に向けて、デジタル技術の導入による効率化を図ることを経営の選択肢として検討していくべきである。例えば、機器間接続のIP化、一部機能の集約化・クラウド化の可能性も考えられるのではないかと。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の概要

1. 概要

- 小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替の可能性について検討。
- 伊東主査、落合構成員、三友構成員、森川構成員、クロサカタツヤ構成員(株式会社企)、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、放送事業者、通信事業者等から構成。
- 作業チームにおける検討状況・結果は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」に報告。

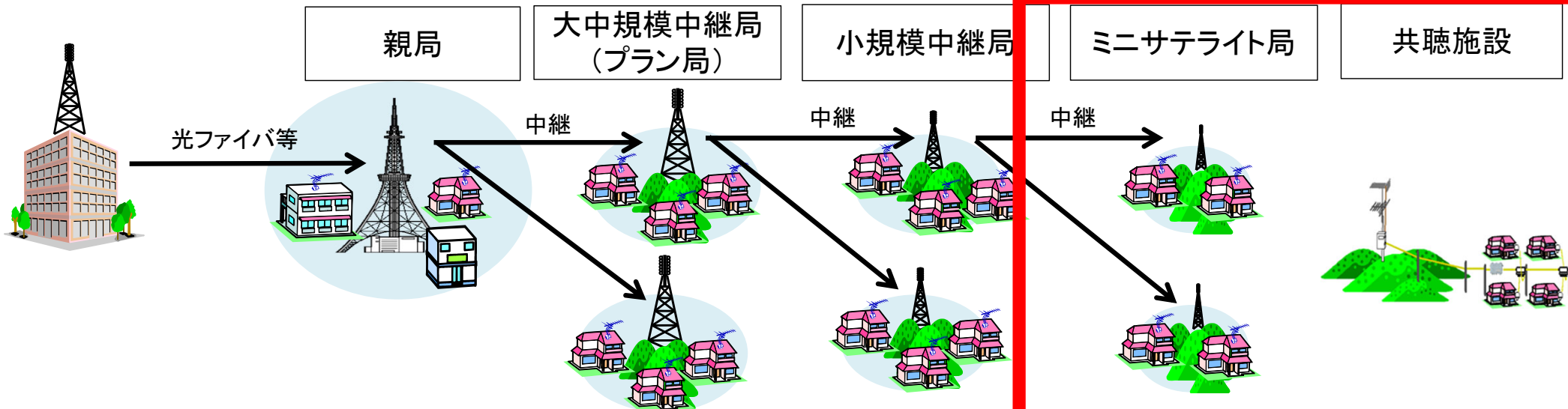
2. 検討項目

- (1) 小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段の利用可能性
 - ・ 想定しうる代替手段の整理
 - ・ 代替手段の利用可能性の検証(IPユニキャストについては、放送事業者及び通信事業者からの情報提供・協力のもと、モデル地域を指定して各種要件を検討)
- (2) 代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件
 - ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目の整理
 - ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目ごとの内容の整理(緊急地震速報を含む遅延、輻輳時の対応等を含む。)
 - ※ 有線テレビジョン放送(IPマルチキャスト放送を含む。)については、以下のとおり、既に機能・品質要件が定められている。
 - ・「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」(平成23年総務省令第95号)
 - ・「地上デジタル放送IP再放送方式審査ガイドライン」(平成23年8月1日 地上デジタル放送補完再放送審査会)
- (3) その他
 - ・ 著作権処理
 - ・ 地域制御の有無
 - ・ 住民合意/受信者対策
 - ・ ユーザーアクセシビリティの確保
 - ・ デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上 等

代替元として検討対象となる放送ネットワークインフラの範囲(案)

- 地上テレビジョンの放送ネットワークインフラにおける受信の形態は、放送波の送信を行う基幹放送局から直接受信するもの、直接受信した放送を再放送するネットワーク(ケーブルテレビ施設、共聴施設)から受信するものがある。
- コスト負担軽減の観点から、ブロードバンド等による代替可能性を検討する代替元のネットワークとしては、**ミニサテライト局及び共聴施設のほか、必要に応じて一部の小規模中継局(以下「ミニサテ局等」という。)**が主に想定される。

検討対象となる主な範囲



全国局数	約200局	約1,400局	約7,300局	約3,300局	約15,000施設 ^{※2} (NHK共聴+自主共聴)
うち、NHK分 (総合+教育)	45局	472局	2,699局	1,183局	約90施設 ^{※3} (自治体ケーブル)
					約5,300施設 (NHK共聴)

注 2021年10月時点(局数は、免許数でカウント)

※2 有線電気通信法に基づく届出数から推定。

※3 地域情報通信基盤整備推進交付金 (ICT交付金) を活用して地デジ難視聴対策を実施した自治体運営のもの。

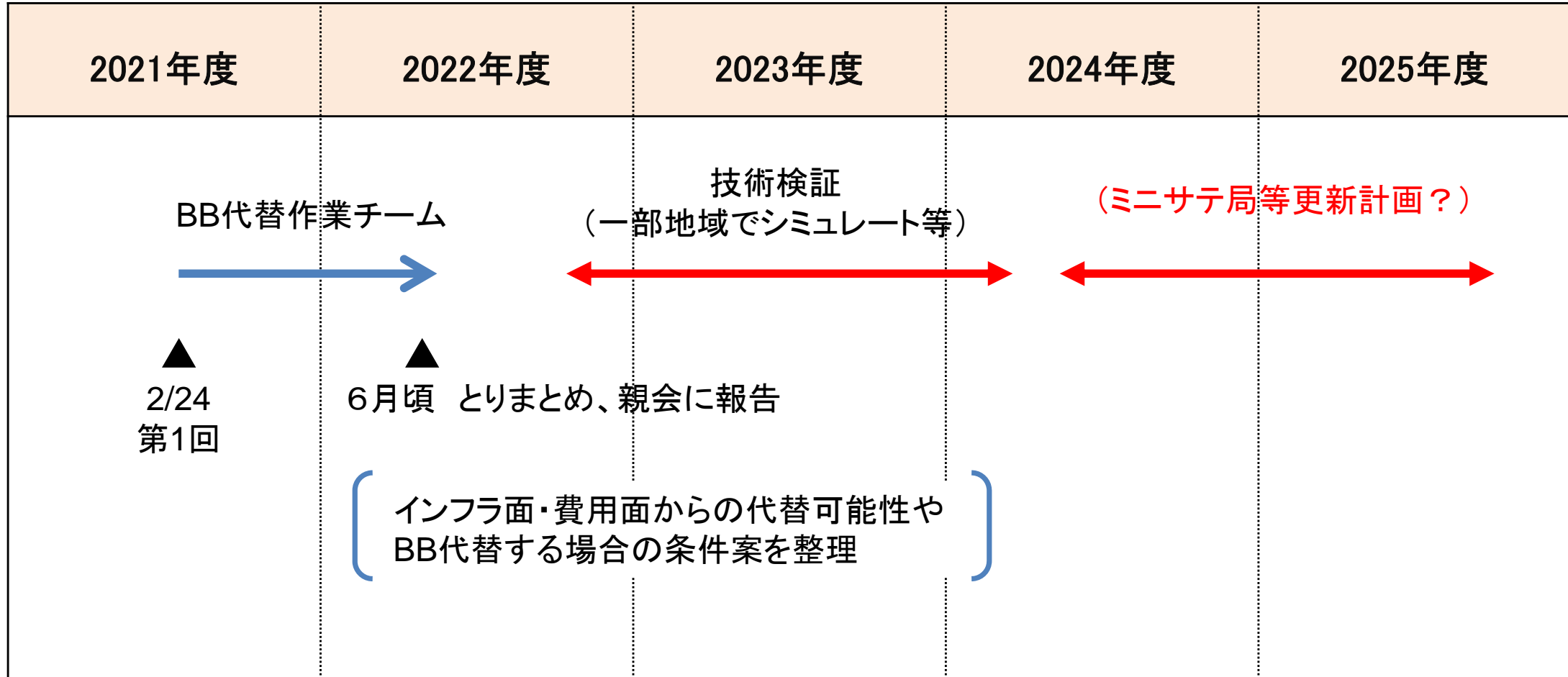
【基幹放送局の分類】

- 親局: 放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる親局(放送法施行規則第103条第1号)。
- プラン局: 親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる中継局(放送法施行規則第103条第2号)。
- その他の中継局: 親局及びプラン局以外の基幹放送局(放送法施行規則第103条第3号)。「空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局」として、「テレビジョン放送(地上系)を行う3W以下の中継局」が規定(基幹放送用周波数使用計画 第1総則 4(5))。
- ミニサテライト局: 「その他の中継局」のうち、空中線電力0.05W以下のもの。(無線設備規則第十四条第二項及び別表第一号注二十一ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件)

代替先として検討対象となるネットワークの範囲(案)

○ ブロードバンド等による代替可能性を検討する代替先のネットワークとしては、(1)ケーブルテレビネットワーク及び(2)ブロードバンドネットワーク(①RF方式、②IPマルチキャスト方式、③IPユニキャスト方式)が想定される。

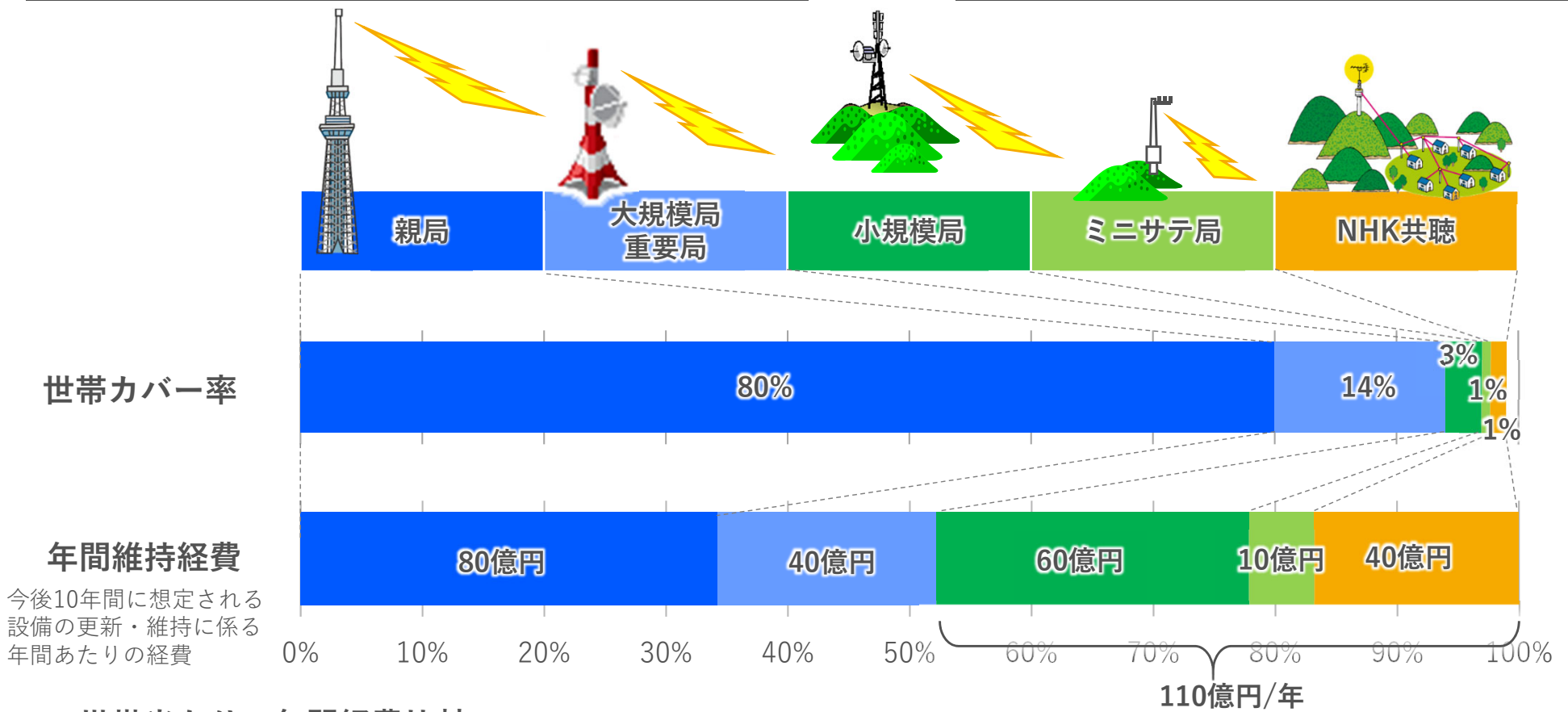
代替先として考えられるネットワーク	(1)ケーブルテレビネットワーク	(2)ブロードバンドネットワーク			
伝送方式	RF方式	①RF方式 (アクセス系伝送路を光多重)	②IPマルチキャスト方式	③IPユニキャスト方式	
アクセス事業者の制限	あり			なし	
イメージ	<p>RF送出</p>	<p>RF送出</p>	<p>IPマルチキャスト配信</p>	<p>IPユニキャスト配信</p>	<p>IPユニキャスト配信</p>
	HEをケーブルテレビNWに直接接続	HEを対応事業者の通信NWに直接接続	配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接設置(複数の通信NWは困難)	配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接接続(複数の通信NWも可)	配信サーバーをオープンインターネット上に接続
放送・通信の扱い	放送	放送	放送	通信	通信
例	一般的なケーブルテレビ事業者	スカパーJSAT	ぷらら (アイキャスト)	—	NHKプラス



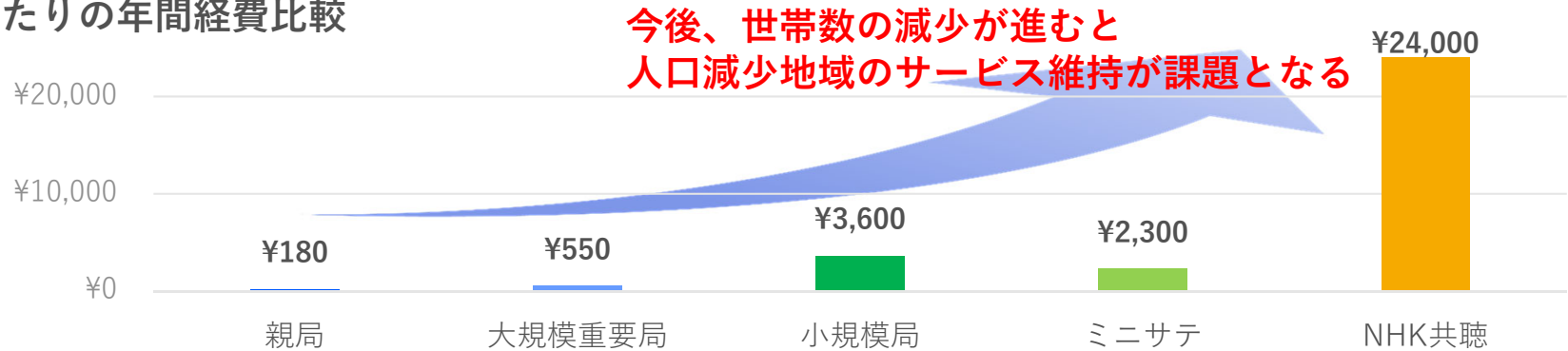
ミニサテ局等の更新開始は、2026年～2028年頃が想定される。

【参考】

地上テレビジョン放送の送信にかかる経費



世帯当たりの年間経費比較



今後、世帯数の減少が進むと
人口減少地域のサービス維持が課題となる

NHK受信料 地上契約月額1,225円 (年14,700円) ※口座・クレジット2か月払

出典：第2回会合(令和3年12月6日) 日本放送協会提出資料

【参考】

放送ネットワークインフラの一部をブロードバンドで代替する場合の課題

○あまねくの実現

- 光ファイバー未整備地域への対応
ICTインフラ地域展開マスタープランより **17万世帯**

- ブロードバンド等で代替となる世帯への対策
BB加入・工事費、対応受信器配付 等

- 視聴者のコスト負担
ブロードバンド契約 **数千円/月**

関係者の適切な負担について調整が必要

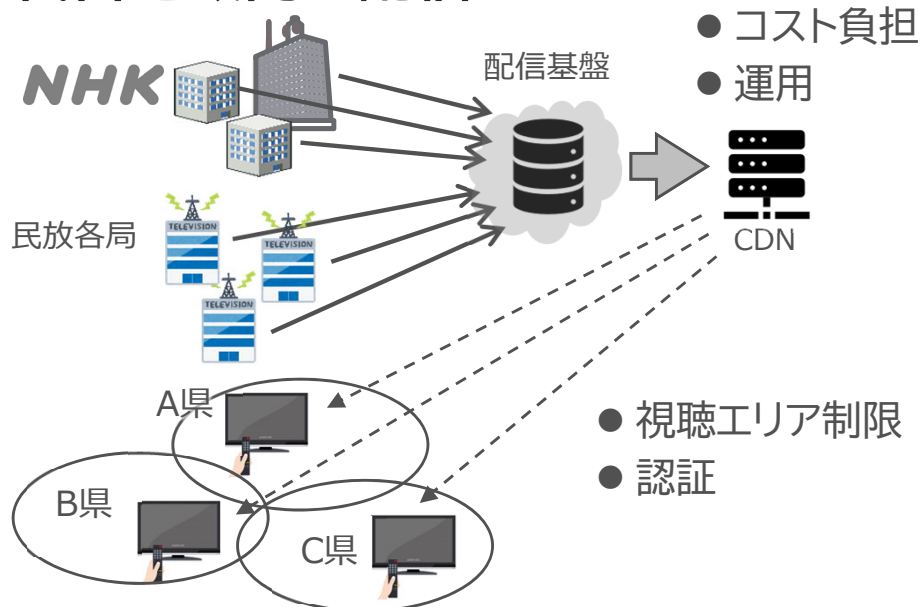
○遅延

NHKプラスの遅延時間
約30秒

- フタかぶせ
- 配信基盤
- CDN など

一定の遅延は不可避だが、最新技術により短縮が可能

○代替地域向け配信基盤



代替地域向け配信基盤の整備が必要

○権利にかかわる課題

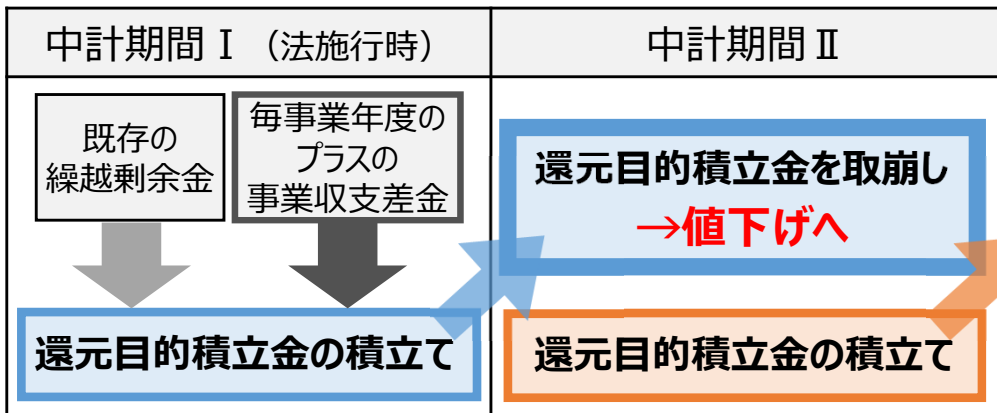
いわゆる「フタかぶせ」を避け、放送と同内容のものを届けるためには、放送の一部として権利が確保できるかどうかポイントに

法改正も視野に入れた社会的な合意形成が必要

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

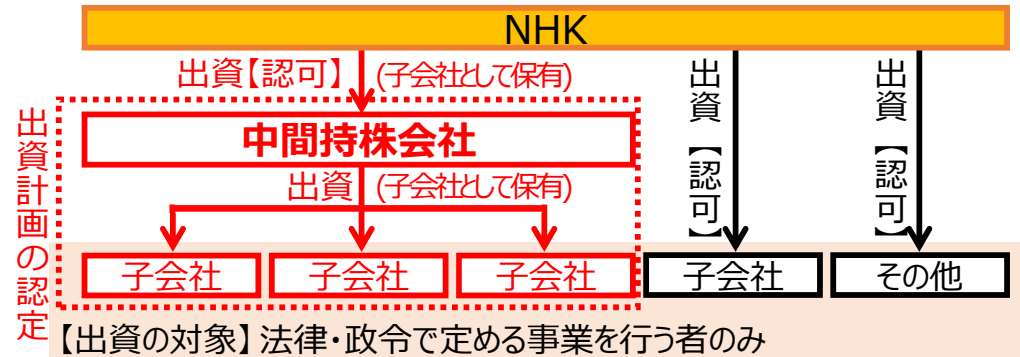
① 受信料値下げのための還元目的積立金制度

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



② NHKの中間持株会社への出資に関する制度

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未契約率17%）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し**、**受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

- 日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見（令和4年2月2日）（抜粋）

（略）また、特に下記の点について配慮すべきである。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。